

2025 一社) 四青 No. ◆◆

2025 年 1 月 吉日

正会員各位

一般社団法人四日市青年会議所

理 事 長 仲野 仁裕

副 理 事 長 清水 一輝

渉外委員会 委 員 長 伊藤 佑輔

2025 年度「年間登録料一括預かり金」納入のお願い

前略 「年間登録料一括預かり金」は、会員の皆様の公式事業登録料の負担軽減とより多くの会員での積極的な参加、ならびに参加者からの LOM への還元を促進する目的で、皆様より一年間の公式事業登録料の概算額を一括にてお預かりし、事務局が管理・運営する制度です。詳しくは次ページの運営規程をお読みいただき制度の目的をご理解いただき、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

つきましては、下記振込口座に期日までにお振込みにて納入いただきます様よろしくお願いいたします。

草々

記

金 額 52,000 円

お振込先 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

お振込期限 2025 年 2 月 28 日（金曜日）

以上

※お忙しい中でののご案内ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※振込は個人名にて、また振込手数料は各自にてご負担願います。

1. 【目的】

本規定は、JCI・JCI 日本・東海地区協議会・三重ブロック協議会主催の公式事業、並びに理事会で必要と認められた事業（以下公式事業）に参加する一般社団法人四日市青年会議所正会員（派遣役員・委員含む）の登録料の負担を軽減すると共に、公式事業への積極的な参加を推進することを目的とする。

2. 【管理並びに予算】

- 1) 「年間登録料一括預かり金」制度により期首1月1日現在に正会員である会員より預かった「預かり金」は渉外委員会が管理する。
- 2) 一年間の公式事業の登録料並びに登録予定人数からLOM全体の登録料を算出し、必要と考えられる予備費を加えて算出する。

3. 【運営方法】

- 1) 渉外委員会は、2項2)より予算を算出し理事会の承認を経て、正会員より徴収する。
- 2) 渉外委員会は、銀行口座を開設し「預かり金」の管理・運営を行う。通帳は同委員会委員長の責任において銀行登録印は担当副理事長及び専務理事の責任で管理することとする。
- 3) 正会員は2月28日までに指定口座に「預かり金」を納入しなければならない。
- 4) 渉外委員会は、公式事業の登録締め切りまでに「預かり金」より登録料を支払う。
- 5) 本規定承認後の登録料及び振込手数料については、理事会の承認無く支出することができる。**ただし**、登録予定人数の増減に伴い、各公式事業の登録料及び振込手数料等に変更が生じた場合、速やかに正副理事長会議または理事会において協議し、対処するものとする。
- 6) 公式事業に参加登録された方が3項4)実施後にキャンセルする場合、当該事業の登録料を別途徴収するものとする。
- 7) 渉外委員会は、公式事業終了後、速やかに理事会において登録者並びに支出金額等の報告を行う。
- 8) 渉外委員会は、最終の公式事業終了後、決算を理事会に提出し承認を得る。また、余剰金は原則返金するが、処分方法については理事会の承認を得る。
退会者への返金を行わないものとする。
- 9) 新入会員は承認後直ちに「預かり金」を納入しなければならない。
ただし、公式事業が一つでも終了している場合には、負担分を差し引いた金額とする。
- 10) 公式事業登録締め切り後に承認された新入会員から、当該事業の「預かり金」は徴収しないものとする。**ただし**、当該事業に参加し登録料が発生した場合は振込手数料を含め、別途徴収するものとする。
- 11) 本年度、繰越金の中で余剰金が発生した場合は全会員数で除した金額を会員に返金する。また除しきれない金額については、報告議案審議後に青少年育成基金サルビア基金に寄付するものとする。

- 12) 原則、休会期間中においても「預かり金」は免除、または軽減しない。ただし、理事会の決議により免除と認められた場合（資格規定 第四章 出席・休会（2）出産・育児による場合、（4）その他継続して出席できない極めて重大な理由が生じたとき）に限り減免をすることができる。
- 13) 世界会議・ASPAC に関しての Web 参加は個人で登録費を負担。国内公式事業が web 開催も設えられる場合は一括預かり金にて支出。Web での参加確認は公益社団法人日本青年会議所 設営担当委員会に問い合わせて確認を実施する。